

（ 令 2 . 1 0 . 7
実 1 - 2 ）

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和 2 年 10 月 7 日（水）

財 務 省

経済社会の構造変化

- 1. 人口減少・少子高齢化:** 人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
- 2. 働き方やライフコースの多様化:** 非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
- 3. グローバル化の進展:** 我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
- 4. 経済のデジタル化:** オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE(ツナガル・自動化・利活用・電動化)の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
- 5. 財政の構造的な悪化:** 税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・ 納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・ 地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討すべき。
- ・ 適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・ 受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

総会(令和2年8月5日)でいただいた主なご意見(納税実務関係)

1. 税務手続の電子化

- ・ 利便性の確保という視点に加えて、就業者の働き方や雇用の確保といったニーズも加味した上で、電子化を加速していくことが必要。
- ・ 新型コロナウイルスによって、デジタルに依存した生活環境、仕事環境へと社会が変化している。特に地方税務関係手続について、eLTAXによる電子申告の推進、地方税共通納税システムの導入、各地方団体における収納手段といった取組を進めていくことが必要。
- ・ コロナ禍においてマイナンバーの利用がうまくいかなかった等、我が国のデジタル化の脆弱性が明らかとなった。デジタル化を徹底的に進めていくことが必要。
- ・ 地方税共通納税システムの対象税目の固定資産税などへの拡大や電子帳簿保存法の要件緩和を積極的に進めていくべき。
- ・ 新しい生活様式の下、テレワークなどの取組が進んでいる。出社しなくても業務を完結できるようにするため、書面、押印、対面原則の見直しを抜本的に進めていくことが必要。

2. 適正課税・適正納税の確保

- ・ 国内に拠点を有しない外国法人等について、税務当局による課税関係の判断に必要な情報の収集に困難をきたしているといった現状もある。恒久的施設にとられないデジタル経済活動への課税等、新しい国際課税への対応も含め、引き続き、納税環境整備についての議論を進めていくことが必要。
- ・ コロナの中で雇用がますます流動化している。課税のためだけでなく適切な所得の再分配のためにも、正確に所得を捕捉して適切に課税することが必要。
- ・ 経済の電子化に伴う課税の在り方の見直しに関する議論に関し、日本としても積極的に関与していくべき。

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症の拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き出している。デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指す。こうした観点から、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具体化を図る。

（中略）

急速な少子高齢化や働き方の変化、「新たな日常」の構築など、経済社会の構造が大きく変化する中、骨太方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める。あわせて、グローバル化やデジタル化を背景に、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日)(抄)

II 各分野における規制改革の推進

6. デジタルガバメント分野

(2) 新たな取組

ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

<基本的考え方>

新型コロナウイルスの感染を防止し、コロナ危機を収束させる観点からは、テレワークの推進が喫緊の課題である。行政に提出する書類に押印するために、あるいは、行政窓口に行く必要があるためにテレワークができないといったことを生じさせてはならない。

規制改革推進会議は、経済4団体からの緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、各府省に対して見直しの考え方を示して緊急対応及び制度的対応を求めたところである。

こうした緊急対応については、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、引き続き、拡大・継続するとともに、制度的な見直しについても、優先順位を付して進めていくことが求められる。この場合、行政手続において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、次のとおり全面的に見直しを行うべきである。

- ・ 書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化(電子メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む)を推進する。
- ・ 押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。
- ・ 対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

さらに、こうした取組は、今後、デジタルガバメントを実現していく上での環境整備というべきであり、各府省は、単に法令や慣行の見直しにとどまらず、利用者目線のデジタルガバメントの実現に向けた取組を可及的速やかに推進することが求められる。

政府税制調査会専門家会合（納税環境整備）の進め方（イメージ）

第一回会合

- 民間ヒアリング
 - ・ 事業者における記帳の実態（日本商工会議所）
 - ・ 事業者のバックオフィスのデジタル化の状況（新経済連盟）

第二回会合以降

- 税務手続の電子化の現状
 - ・ e-Tax利用状況、電子帳簿等保存制度の利用状況
 - ・ 電子申告及び電子帳簿等保存制度の更なる利用拡大に向けた課題
- 事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について
 - ・ 現在の記帳・帳簿等の制度、事業者の申告状況
 - ・ 適正申告の確保や記帳水準の向上に向けた課題
- 課税実務を巡る環境変化への対応
 - ・ グローバル化・デジタル化を巡る執行上の課題
- 税務上の書面、押印、対面原則の見直し